

鳥取県告示第456号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
鳥取中央農業協同組合
倉吉市越殿町1409
- 2 変更承認年月日
平成21年7月6日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業